

[事案 2020-9] 入院給付金支払請求

・令和2年10月29日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の入院に該当しないことを理由に、一部期間の入院給付金しか支払われなかったことを不服として、給付金および遅延損害金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年5月から同年7月まで外傷による肩の腱板断裂の治療で入院したため、平成24年11月に契約した医療保険にもとづき災害入院給付金を請求したところ、6月以降の入院治療は通院でも可能なものであったとして給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院した全期間分の災害入院給付金およびこれに対する遅延損害金を支払ってほしい。

- (1)入院中は常に介助が必要で、ADLの自立がなかったことは明白である。
- (2)リハビリ・介助・入退院等は、すべて医師による指示にもとづくものであったことから、本入院は医師の管理下での入院にあたり、約款上の入院に該当する。

<保険会社の主張>

申立人のADLは入院当初から自立していて、平成29年5月の手術後の経過、および本入院期間中の血糖コントロールは良好で、頻繁に外出があったこと等からすると、遅くとも5月末時点では退院が可能であったと考えられ、6月以降の入院治療は、通院でも対応可能なものであり、約款上の入院に該当しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

当審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人の事情聴取を実施した。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が6月以降の災害入院給付金を支払わなかったことを不当と評価することはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。